

第26回たつの市農業委員会総会（1月定例会）議事録

令和5年1月26日（木）午前10時から第26回たつの市農業委員会総会（1月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 0名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	－
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第26回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、17 番長谷川澄男委員、18 番高見昭義委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「議案第 169 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 169 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 5 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖西町土師 951 番 45 の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 165 m²です。願い出人は、たつの市龍野町富永 1005 番地 1 たつの市長 山本 実、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 12 年撮影の航空写真において、公民館敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も公民館敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖保町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 16 m²です。願い出人は、■■■■、売却を考えているため土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、家屋搭載証明において、平成 3 年に倉庫を建築していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現況も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、揖保町[]の登記地目・田、現況は宅地、面積は 198 m²です。願い出人は、[]、売却を考えているため土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書において、昭和 42 年に工場が建築されていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も工場敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、新宮町[]の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 50 m²です。願い出人は、[]、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、地元自治会長の証明により、平成 5 年頃から雑種地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、揖保川町馬場 1167-1 外 5 筆の登記地目・田及び畑、現況は雑種地、合計面積は 4,611 m²です。願い出人は、たつの市龍野町富永 1005 番地 1 たつの市長 山本 実、平成 9 年に一般廃棄物処理施設用地として取得したのですが、その後、施設建設はなく現在に至っており、この度、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、土地の全部事項証明等において、平成 9 年に土地を取得していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現状は雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 169 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 170 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 170 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 1 筆の田で合計面積は 700 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲渡人は高齢であり耕作面積の縮小を考えていたところ、同地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、実家があるこの地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、農地取得後の耕作面積が 3,624 m²となりますので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 170 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 171 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 171 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件出ていますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、菅田町 [REDACTED] 外 1 筆の畑及び田で、合計面積は 227 m²、農地区分は上下水道が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設が存在する第 3 種農地 (3-(1)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、転用目的は、当該地域の拠点として自社の資材置場を整備するため、土地を取得し利用するものです。

土地造成期間は許可後 30 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 1 筆の畑で、合計面積は、1,059 m²、農地区分は公共施設等から至近距離である 3 種農地(3-(2))と判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]

、譲渡人は、
、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、令和5年3月1日から90日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は 151 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第3種農地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、

、転用目的は、自社の駐車場及び資材置場が手狭であるため、隣接地を取得し利用するものです。

土地造成期間は許可後 45 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

4件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は 493 m²、農地区分は公共施設等から至近距離である 3 種農地(3-(2))と判断します。

申請人は、譲受人が

譲渡人は

、転用目的は、譲受人が、実家近くに地縁者住宅を新築するものです。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、許可後 10 日間、住宅の建設期間は、造成後 120 日間の予定でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 171 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 172 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 172 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

平成 30 年に他府県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことにより、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。たつの市で特に不祥事があったわけではなく、全国すべての農業委員会で申し合わせ決議を行うことになっております。決議内容につきまして、読み上げさせていた

だきます。

『私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。』

なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に 1 回以上同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、法令遵守の徹底を図っていくものとします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに対してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 172 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 月 26 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(17 番長谷川澄男委員)

議事録署名委員
(18 番高見昭義委員)